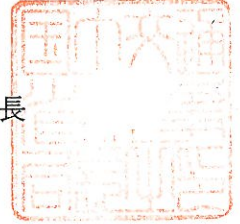


国海査第479号
平成26年4月16日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 榎田 實 殿

海 事 局 長



型式承認試験基準の制定について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり制定することとしましたので、ご連絡いたします。

記

1. 別紙1のとおり遮音材の型式承認試験基準を制定します。
2. 本承認試験基準の制定は、平成26年4月16日から適用します。
3. 本基準は、平成26年7月1日より発効する国際海事機関(IMO)海上安全委員会の決議MSC.337(91)「船内騒音規制コード(以下、「騒音コード」という。)」に規定される遮音材の性能を評価するために制定しますが、現段階では国内関係法令等が未施行であることから「[1]総則」における遮音材の定義に係る規定については騒音コードを引用することとし、関係法令等施行後においては、改正後の法令等の内容と照合の上、同等と認められる場合には、同法令等に規定する遮音材に対応する物件名に読替えることとします。

